

公益社団法人日本糖尿病協会倫理規程

日本糖尿病協会は、その設立の趣意に基づき、広く国民の健康増進に寄与することを理念に、一貫した事業活動を続けてきた。特に、新公益法人制度の発足に伴い、糖尿病対策の担い手として公益社団法人日本糖尿病協会（本協会）の役割は、国内はもとより国際的にも益々重要性を増してきており、本協会はこの時代の要請に積極的に応えていかなければならない。

このような認識のもと、本協会は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、その普及・定着を図ることとした。

本協会のすべての会員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的な行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 本協会の会員は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営にあたらねばならない。

（社会的信用の維持）

第2条 本協会の会員は、常に公正かつ誠実に事業運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（法令等の遵守）

第3条 本協会の会員は、関連法令及び定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益の禁止）

第4条 本協会の会員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反の防止及び開示）

第5条 本協会の会員は、その協会活動に際し、本協会との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他本協会が定める所定の手続きに従わなければならない。

（情報開示及び説明責任）

第6条 本協会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（個人情報の保護）

第7条 本協会は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

（規程遵守の確保）

第8条 本協会は、コンプライアンス委員会を組織し、この規程の遵守状況を監督し、

その実効性を確保する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行なうものとする。

(附 則)

この規則は、平成27年9月6日から施行する。